

I はじめに	
1 計画策定の趣旨	強靱化に向けた今後の推進方針と目標を定める ○度重なる自然災害の経験と教訓、南海トラフ巨大地震への備え ○減災を基本とした施設整備の推進、「伝える」「備える」「活かす」総合的な対策の推進 ✓ 南海トラフ地震・津波対策アクションプログラムの策定（平成 27 年 6 月） ○国土強靱化基本法の施行（平成 25 年 12 月）、国土強靱化基本計画の策定（平成 26 年 6 月）
2 計画の位置づけ	国土強靱化基本法第 13 条にもとづく国土強靱化地域計画として策定
3 計画期間	○平成 27 年度から平成 32 年度までとする

II 基本的考え方	
1 基本目標	①人命の保護を最大限図ること ②県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること ③県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化すること ④迅速に復旧復興すること
2 強靱化を推進する上での基本方針<安全・安心の確保、双眼型国土形成>	①長期的観点からの推進：長期的視野、地域・経済社会システムの確保と生産性等の向上 ②各主体及び地域間連携の推進：関係者相互の連携協力、多極分散型の県土構造構築、広域応援・受援機能 ③効果的な施策の推進：ハードとソフト、「自助」・「共助」・「公助」、平時の有効活用、社会情勢への対応 ④効率的な施策の推進：既存社会資本の有効活用、効率的な施設の維持管理、研究開発の推進 ⑤個別事業の取組 ハード整備：個別事業の着実な推進、自然との共生 ソフト対策：地域全体での推進、地域の担い手育成・確保、地域を超えた助け合いの仕組み、女性・高齢者・子ども・障害者等への配慮

III リスクに対する脆弱性評価	
1 評価の枠組み及び手順	(1) 想定するリスク ○大規模自然災害を想定 ✓ 南海トラフ地震、山崎断層・上町断層等活断層地震、日本海地震 ✓ 風水害による豪雨、土砂、高潮災害 (2) 起きてはならない最悪の事態の設定（右表） ○8つの「事前に備えるべき目標」、43の「起きてはならない最悪の事態」 (3) 横断的分野の設定 ○リスクコミュニケーション、老朽化対策、研究開発、広域応援機能の確保 (4) 評価の実施手順 ○県が現在実施している施策を整理点検し、最悪の事態の回避に向けて、施策の推進方向を検討

【基本目標、事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態】				
基本目標	事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
I. 人命の保護を最大限図る	1 大規模自然災害が発生したときに人命の保護が最大限図られる	1-1	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	
		1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	
		1-4	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	
		1-5	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生	
		1-6	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	
		2-3	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	
		2-4	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	
		2-5	多数の帰宅困難者への支援	
		2-6	医療施設及び関係者の被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	
		2-7	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	
	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	
		3-2	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	
		3-3	首都の機能不全	
		3-4	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	
	II. 県及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される	5 大規模自然災害発生後、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
			5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
5-3			コンビナート施設の損壊、火災、爆発等	
5-4			海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響	
5-5			幹線が分断する等、基幹的陸海上交通ネットワークの機能停止	
5-6			商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止	
5-7			食料等の安定供給の停滞	
III. 県民の財産及び公共施設に係る被害を最小化する	6 大規模自然災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LP ガスサプライチェーンの機能の停止	
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	
		6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	
		6-4	地域交通ネットワークが分断する事態	
		6-5	異常湧水等による用水の供給の途絶	
IV. 迅速に復旧復興する	7 制御不能な二次災害を発生させない	7-1	市街地での大規模火災の発生	
		7-2	海上・臨海部の広域複合災害の発生	
		7-3	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
		7-4	ため池の決壊、ダム・排水機場等の機能不全による二次災害の発生	
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出	
		7-6	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
		7-7	風評被害等による経済等への甚大な影響	
	8 大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-4	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
		8-5	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	

(注)国土強靱化計画にある事項のうち、国の責務として対応すべき事項（自衛隊・海保の被災、矯正施設からの被収容者逃亡、郵便事業の長期停止）及び本県では想定しがたい事項（火山噴火、複数空港の同時被災）については記載から除外

IV 強靱化に向けた推進方針

1 「起きてはならない最悪の事態」別推進方針

(1) 大規模災害が発生したときに人命の保護が最大限図られる

	起きてはならない最悪の事態	施策
(1-1)	大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・建築物等の耐震化 ・交通施設、沿道建築物の耐震化 ・密集市街地の整備 ・危険空家の除却
(1-2)	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの利用者がある建築物、医療施設の耐震化 ・学校施設の耐震化 ・大規模避難施設の耐震化
(1-3)	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・防潮堤等の整備 ・陸閘等の迅速かつ確実な閉鎖 ・防潮堤等の越流・引波対策、沈下対策 ・防潮水門の耐震補強 ・津波越流範囲の縮小 ・避難体制の確保・訓練の実施 ・津波ハザードマップの策定
(1-4)	異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的な治水対策 ・高潮対策 ・減災のためのソフト対策 ・下水道部局の人材・組織体制等の整備
(1-5)	大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・台風・集中豪雨等に対する防災情報の収集や発信の強化 ・山地防災・土砂災害対策 ・ため池対策
(1-6)	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等での多数の死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、警察等の情報の迅速な伝達と共有 ・雨量、河川水位、土砂災害危険度予測情報等の迅速な伝達と共有 ・情報収集・提供にかかる人材育成 ・災害時要援護者の避難支援体制の構築

(2) 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

	起きてはならない最悪の事態	施策
(2-1)	被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水の供給体制の確保 ・水道施設、ガス管（学校施設含む）等の耐震化 ・輸送路の確保：道路交通機能の強化 ・輸送路の確保：港湾、空港機能の強化 ・各家庭、避難所等における食料・燃料備蓄量の確保
(2-2)	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	<ul style="list-style-type: none"> ・孤立集落の発生を防ぐ設備整備 ・小規模集落における避難所機能の強化 ・道路交通機能の強化 ・港湾・漁港機能の強化
(2-3)	警察、消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	<ul style="list-style-type: none"> ・警察、消防の災害対応力強化 ・警察庁舎の耐震化 ・地域の防災組織の災害対応力強化 ・防災関係機関との連携強化・訓練
(2-4)	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・病院等医療機関における非常用電源等の確保
(2-5)	多数の帰宅困難者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・帰宅困難者対策の推進
(2-6)	医療施設及び関係者の被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ・医療施設の耐震化 ・救急・医療体制の充実 ・緊急輸送道路ネットワーク等の確保
(2-7)	被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ・疫病・感染症対策にかかる体制等の構築 ・下水道施設の耐震化

(3) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

	起きてはならない最悪の事態	施策
(3-1)	被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	<ul style="list-style-type: none"> ・治安の確保に必要な体制、装備資機材の充実強化
(3-2)	信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ・迅速な道路交通情報の把握 ・交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備
(3-3)	首都の機能不全	<ul style="list-style-type: none"> ・首都機能のバックアップ ・防災庁（仮称）創設への働きかけ ・県域を越えた連携強化・訓練
(3-4)	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁舎の耐震化 ・災害時即時対応体制の強化 ・県域を越えた連携強化

(4) 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

	起きてはならない最悪の事態	施策
(4-1)	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ・情報通信手段の確保 ・電力供給の維持にかかるインフラ整備
(4-2)	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供手段の確保

(5) 大規模自然災害発生後、経済活動（サプライチェーンを含む）を機能不全に陥らせない

	起きてはならない最悪の事態	施策
(5-1)	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下	<ul style="list-style-type: none"> ・県内事業所BCP策定の推進
(5-2)	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通機能の強化 ・港湾機能の強化 ・工場・事業所等における自家発電設備の導入や燃料の備蓄量の確保
(5-3)	コンビナート施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ・石油コンビナートの消防防災体制の充実強化
(5-4)	海上輸送の機能の停止による海外貿易への重大な影響	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾等機能の強化
(5-5)	幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通機能の強化 ・港湾、空港機能の強化
(5-6)	商取引に甚大な影響をもたらす金融サービス等の機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・金融機関におけるBCP策定の推進
(5-7)	食料等の安定供給の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ・食品産業事業者や施設管理者の対応力強化 ・道路、空港等の機能強化

(6) 大規模自然災害発生後、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

	起きてはならない最悪の事態	施策
(6-1)	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ・訓練の実施 ・自立・分散型エネルギー等の導入促進 ・太平洋・日本海両国土軸を結ぶガスパイプラインの整備
(6-2)	上水道等の長期間にわたる供給停止	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用水供給施設の耐震化 ・広域的な応援体制の整備
(6-3)	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道施設の耐震化 ・農業集落排水施設の老朽化対策 ・浄化槽の老朽化対策
(6-4)	地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通機能の強化 ・港湾、空港機能の強化
(6-5)	異常渇水等による用水の供給の途絶	<ul style="list-style-type: none"> ・水資源の有効利用等の推進

(7) 制御不能な二次災害を発生させない

	起きてはならない最悪の事態	施策
(7-1)	市街地での大規模火災の発生	・警察、消防の災害対応力強化
(7-2)	海上・臨海部の広域複合災害の発生	・コンビナート災害の発生・拡大防止 ・危険な物質を扱う施設の耐震化 ・防波堤や護岸等の整備・強化
(7-3)	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	・住宅・建築物の耐震化 ・被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の養成 ・交通規制等の実施 ・交通渋滞、交通事故を回避するための信号機電源付加装置の整備
(7-4)	ため池の決壊、ダム・排水機場等の機能不全による二次災害の発生	・ため池等の整備 ・計画的な定期点検と適切な日常管理の推進
(7-5)	有害物質の大規模拡散・流出	・マニュアルの整備等
(7-6)	農地・森林等の荒廃による被害の拡大	・農地・農業水利施設等の保全管理 ・災害に強い森づくりの推進
(7-7)	風評被害等による経済等への甚大な影響	・災害発生時における国内外への情報発信 ・失業者に対する早期再就職支援

(8) 大規模自然災害発生後、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

	起きてはならない最悪の事態	施策
(8-1)	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・災害廃棄物処理
(8-2)	道路啓開等の復旧・復興を担う人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・人材の育成、確保
(8-3)	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・地域の防災組織の活性化 ・地域の防災人材の育成 ・体制、装備充実等による警察の災害対応力強化 ・こころのケア体制の強化 ・災害ボランティア活動支援体制の整備
(8-4)	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・道路交通機能の強化 ・港湾、空港機能の強化 ・地籍調査の実施
(8-5)	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	・浸水への対策

2 「横断的施策分野」別推進方針

	横断的施策	施策
(1)	リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・普及啓発・自主防災活動の活性化 ・防災教育の実施 ・ハザードマップ等による災害危険箇所等の周知
(2)	老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・計画的な老朽化対策の推進 ・公共施設の老朽化対策 ・社会基盤施設の老朽化対策
(3)	研究開発	<ul style="list-style-type: none"> ・防災・減災研究の実施 ・防災関係機関における調査研究活動の支援
(4)	関西広域連合との連携など広域応援体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・広域応援・受援体制の整備 ・訓練の実施 ・災害時対策の推進

V 計画の推進

○PDCAによる取組推進

○概ね5年ごとに計画を見直し